

平成三十年二月

栄町見聞録

第171号



執筆発行 栄町議会議員
野田 泰博
栄町安食台1丁目8番7号
メール yasnodat3160@gmail.com
tel 0476-95-3665



高齢者の介護保険は上手に活用し、悔いなく生きて死ぬ

日本は超高齢化社会に突入(現状) あと5年で65歳以上の人口は30%に達する。介護施設の収容能力は確実に不足する。だから自宅で療養し、死ぬしかない。日本の各県の市町村行政は、自宅介護政策を整える政策に転換しているが、その政策を支える行政マンは不足し、民間会社に委託する時代に突入した。

は第一クールで、抗ガン治療の苦しさで緩和ケアに入った。M姉も第二クールまでは行ったが、やはり緩和ケアを選択した。緩和ケアを自宅で行う事を希望した。二人を知る私はその準備を開始した。

私は法的な成年後見人資格を持つていない。司法書士の説明は、任意後見制度では家庭裁判所が介入し、また法定後見人制度では裁判所が認めた方が後見人になるとの事。私は尊敬する方から後見人を光栄に思い、法的手続きをとる後見人よりも、毎日その二人を個人的に見守る決心をした。報酬や実費もいらさない、私が後見人と言われただけで

一番大切な事は毎日顔を見せて病人を安心させる事
二人が私たちを待ちわびていると知った時、私たち夫婦も二人に毎日会いたい気持ち湧いていた。ヘルパーは介護保険で週に何日か来て買い物から食事の世話、掃除などをこなす。私たちも時々食べたいと希望した物を持っていく。ヘルパーと私たちは打ち合わせを綿密に行って、患者が気持ちよく最期の日々を過ごせる環境を作った。



絵の猫が助けた道緑の近くの役場
一緒に助けた人が描いた

命に始まりがあるように、終わる時も必ずある。生まれる時は千差万別、誰も全く選べないが、死ぬのは自分自身の意識で選択できることもある。M姉は痛みや苦しみを最期まで持たなかった。M姉の「肺、肝臓、腎臓、皮膚にガンは転移して痛がらない患者は見ることがない。痛みどめでモルヒネは使わなかった」。

人の病氣と命に向き合った5ヶ月

私が後見人になるよう依頼された
医師が「M姉の食道ガンは非常に珍しく脳に転移した。すぐにでも脳腫瘍を切除する」と伝えて来た。脳の手術なので万が一の場合を考えて後見人に私がなつてほしいとM姉から依頼された。

緩和ケアといってもまだ痛みが出ない場合、自立生活への援助が大切となる。自立ができない場合は、また法定後見人制度では裁判所が認めた方が後見人になるとの事。私は尊敬する方から後見人を光栄に思い、法的手続きをとる後見人よりも、毎日その二人を個人的に見守る決心をした。報酬や実費もいらさない、私が後見人と言われただけで

まずはこの二人の介護認定を申請した。これもすぐには取得できない。いろいろな手続きや調査後認定されるので時間がかかる。患者が病院に在る間に介護認定申請を出すべき。在宅治療になり帰宅しても、ベッドや簡易トイレ、その他介護用具が準備されていないという肩書きから解放され、毎日見舞いに行けることとなった。

地域包括総合支援センターでの相談は必須
現在国の政策で各市町村役場は地域包括総合支援センターを設置しなくてはならない。栄町では役場の一階に設置されていて民間に委託している。このセンターこそが介護を必要とする個人と行政を結ぶ大きな役目を担っている。介護度の認定、どのような介護を必要とするか患者ごとに違うので親切にアドバイスを受けてくれる。たとえ生活保護を受けている方でも、適切な介護を受けられる。高齢者で困っている方にとっては相談すべき重要な場所。今後、高齢者が増える世の中に対処すべく、アドバイスを住民に分かりやすく説明できる専門職を増やのように町は対処している。

10月20日、毎日見舞っていた私はT兄の異変に気付き、救急に連絡。T兄は平和台病院に入院。そして4週間後に亡くなった。T兄の葬儀は末期ガンの妹のM姉が執り行った。しかもガンの身など微塵も感じさせずに凛として参列者に奇跡を見せた。

私は突然介護の現状を経験

昨年夏栄町在住のT兄とM姉の介護をすることとなった。今回の栄町見聞録はその二人が私に教えてくれた医療と行政の盲点である。

T兄は78歳。M姉は73歳。昨年8月にT兄は肺ガン、M姉は食道ガンで大病院に入院した。この二人は兄と妹である。担当医は現在の治療法と条件を説明し、最終的には患者にどれを選ぶか選択させた。二人ともガンはかなりのスピードで進む進行性のガンで治療には手遅れの状態だった。病院で抗ガン治療開始したT兄

認定されるので時間がかかる。患者が病院に在る間に介護認定申請を出すべき。在宅治療になり帰宅しても、ベッドや簡易トイレ、その他介護用具が準備されていないという肩書きから解放され、毎日見舞いに行けることとなった。

命に始まりがあるように、終わる時も必ずある。生まれる時は千差万別、誰も全く選べないが、死ぬのは自分自身の意識で選択できることもある。M姉は痛みや苦しみを最期まで持たなかった。M姉の「肺、肝臓、腎臓、皮膚にガンは転移して痛がらない患者は見ることがない。痛みどめでモルヒネは使わなかった」。

M姉は多くの人に敬愛され、心身共に安らかな最期を迎えられた。直接手を握って温かい見守りをしてくれた方々に感謝します。中国から来日し1週間私の家に泊まり込み、毎日見舞った人もいた。M姉がいつも私たち夫婦に教えてくれた言葉がある。「誰をもそうしなく、争わず、柔和で、全ての人の優しい態度を示す人になりなさい。新約聖書テトスへの手紙3章」

病院で抗ガン治療開始したT兄

認定されるので時間がかかる。患者が病院に在る間に介護認定申請を出すべき。在宅治療になり帰宅しても、ベッドや簡易トイレ、その他介護用具が準備されていないという肩書きから解放され、毎日見舞いに行けることとなった。

認定されるので時間がかかる。患者が病院に在る間に介護認定申請を出すべき。在宅治療になり帰宅しても、ベッドや簡易トイレ、その他介護用具が準備されていないという肩書きから解放され、毎日見舞いに行けることとなった。

認定されるので時間がかかる。患者が病院に在る間に介護認定申請を出すべき。在宅治療になり帰宅しても、ベッドや簡易トイレ、その他介護用具が準備されていないという肩書きから解放され、毎日見舞いに行けることとなった。

認定されるので時間がかかる。患者が病院に在る間に介護認定申請を出すべき。在宅治療になり帰宅しても、ベッドや簡易トイレ、その他介護用具が準備されていないという肩書きから解放され、毎日見舞いに行けることとなった。

町長選挙今年四月二十二日選挙日

栄町選挙管理委員会の発表

告示日は四月十七日、

投票日は四月二十二日

岡田町長は次期選挙に出馬することを昨年末の定例議会で表明

町長と議員の役目の違い

●町長の執行権

町長は役場職員を動員して政策を作り、執行させる義務がある。

●議員の議決権

議員には議決権がある。町長の政策がよければ賛成し、悪ければ反対する議決権がある。

いわゆる町長は、自分の案は議会の賛成を得なければならぬ。(いろいろな抜け道はあるが)

新憲法下での地方自治体の役割

戦前の地方自治体は内務省の下部組織として位置づけられていた。戦後は、中央政府の下部組織ではなく、住民自治のための機関として位置づけられた。しかし、所得税は中央政府に集められ、地方交付税交付金として分配される形で経済的には中央依存の戦前の形が残っている。

三割自治と言うが、地方自治体が行う業務の7割は国が地方自治体に委託して行う事業。特に道路建設など箱もの建設は典型的。

政府公認の借金・地方債は国の指令による公共事業(建設事業)で、地方自治体はそれを拒めない。

1960年代の高度経済成長は地方財政も借金を中心にインフラ整備を開始した。地方自治体の借金を容認する各種法律ができ、借金による自治の姿が確立された。

栄町でいえば、ちょうど団地建

町の借金と国の借金(国債)

今は、日本国の借金も一千兆円を超えて一人当たり850万円の借金となっている。

国の借金とは政府が国債を発行して、それを国民が購入するから国民のお金は国(政府)に集まる。つまり国債とは国民から借りてくるお金だ。国債の90%以上は国民が買っている。以前破綻したギリシャの国債はEU諸国が買って借金をさせた。ギリシャは経済状況を偽って買わせたのだ。だからギリシャ国債はお金に変えられなくなり破綻した。EU諸国にも責任はある。日本の国債は国民が持つという意味は日本が破綻すればしわ寄せは日本国民にもろにくる。

町の借金は金融機関(銀行なども国債を買われる)から借りるもの。町の財政状況で借りられる額は決まっている。だからいくら町長になっても、あれもやるこれもやると欲張っても何も出来ない。そこで町長の役目は町全体を考へ行動し、国や県に頼み込んで自分の町にお金を運んでくるコウノトリを見つけなければならぬ。県や国の何処かにお金が余っていないか探す。

故藤江町長の作った借金は先見の明になるか、後の3町長(故大野、故川崎、現岡田)を苦しめるだけか?

故藤江町長以降の3人の町長は皆借金返済で苦労している。時代が急変したからだ。その頃の借金はほとんどが町のインフラ投資だった。時代が一変し未来への投資の借金は返済で四苦八苦するようになっていった。その後町の借金限度額はいつもギリギリ。大きな投資的借金はできなくなつた。そして世界は非常に長いデフレに突入していった。そして栄町の未来への投資は評価を下げた。市町村合併時代では借金の質は問われず、額だけで隣接する自治体は栄町との合併を拒否した。それも栄町には将来の吉報になる可能性があると私は気づいた。今の苦しみも将来的には先見の明と呼ばれる可能性を含んでい

ると思うようになってきた。

しかしこのような綱渡りではたまねえよと感じる人たちがいるだろう。一番苦労しているのは町を現場で支えて踏ん張っている役場職員。余った金が県や国に見つかるや否や、職員にぶんどつて来れるような資料を作れと指令が出るのだろう。役場はどこでも書類(計画)で動くので、職員は書類を期限つきで作らされる。しかも町の現在の方針にそつたものでなくてはならない。今ある絵図に上書きしなくてはならない。ある時は無理やり結びつける絵図の上書きをしなくてはならない。民間では朝令暮改が当たり前。役場の規則順守の頭の固い公務員には切り替えは難しいと想像できる。時には一、二週間で県や国に提出するのだろう。ご苦労を察します。

役場職員の目はどこに向く?

役場の管理職の目は町長や副町長の動きに集まり、一般職員の間は上司(課長)に集まり、そのために町民の方に向く目は少なくなつていく。そこがわが町の今の大きな問題だ。国県は地方自治重視と嘘を言いつつ、本当は国の方を向いて仕事をさせようとしている。地方の職員はいつも付度しながら生きている。今も戦前の中央集権国家体質から抜け出していない。住民が役場に対して不満に思うのは今の公務員のあり方に関わっている。

ならば議員はどこを見てるのか?

このような旧態然とした公務員のシステムの中で議員は何をして

いるのか? 議員は町の計画内容、事業内容をいつもチェックして役場職員との打ち合わせができる。しかしそれ以外にも見なければならぬ部分がある。それは町の条例や計画

が町民のために機能しているかどうかを見なければならぬ。今回私がここまで明け透けに表現した理由は、町長や職員の間でと議員のやることは全く違うということを言いたいため。議員の延長上に町長があるのではなく、また役場職員のやることを議員が行うのではなく、議員は、町民が栄町で満足していないことは何なのか、それを解決するにはどうしたら良いのかを知り、行政に修正を促す事だ。

議員役職と町長選挙の意味

議員をして何期目だから議長や副議長になるとかいう考え方は私にはない。議長や副議長の役目は議会をスムーズに運び、議員が質問や発言できるように助ける役目を持つ。だから議会の仕組みを熟知する人がなる。議員は行政のやり方が不満だったら議会で堂々と正せば良い。その末に町長選に出るのは結構な事だ。以前檜原村で無投票を阻止するため立候補だけした人がいた。何の主張もせず選挙民に投票だけをさせるためだった。選挙はその役職に相応しい人を選ぶためであつて、投票場へ行かせるためだけではない。選挙民が候補者の主張を聞き、将来を考へる時だ。候補者が主張もせず、投票だけを促すのは選挙民への侮辱になる。選挙には主張が伴わなければならない。選挙の意味はない。誰でもいいから選挙というのは民主主義ではないと今は思っている。

町民の皆さんでこんな町にしたい

と主張される方は是非町長選に立候補し、自分の理想とする町づくりを有権者に訴えてほしい。それが町民のため、町のためで、民主主義の理想を示して欲しいと思う。そういう私は議員がやらねばならないことを行い、町民の目を輝かせ